

～袋井市は、骨髄移植ドナーを応援します！～

袋井市骨髄移植ドナー支援事業

骨髄ドナーとその事業主の方へ

【ドナー】骨髄等の提供のための通院または入院等に係る日数1日につき2万円（上限7日分）

【事業所】ドナーが骨髄等の提供のための通院または入院の日数1日につき1万円（上限7日分）



©袋井市

対象者等は次ページをチェック！！

骨髄移植ドナー等への助成について



袋井市では、骨髄移植を必要とする人を一人でも多く守るため、日本骨髄バンクにドナー登録し、令和5年4月以降に骨髄や抹消血幹細胞の提供を行った方と、その方を雇用している事業所を対象に、助成金を交付します。

	ドナー	事業所
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 骨髄等の提供を行ったドナー（骨髄等の提供日に袋井市に住所がある方） 国、地方公共団体等が実施する他の制度により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない方 市税を滞納していない方 	骨髄提供を行った方が勤務している事業所（国・地方公共団体・独立行政法人を除く）
助成額	骨髄等の提供のために要した通院または入院の日数1日につき2万円（上限7日分：14万円）	ドナーが骨髄等の提供のために要した通院または入院の日数1日につき1万円（上限7日分：7万円）
申込方法	<p>提出書類①を記載の上、①～④（ドナーの方は⑤まで）の書類を検診指導係へ提出してください。</p> <p>申請期限は、どちらも骨髄等提供日から3ヶ月以内です。</p>	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）（様式第1号） ② 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類の写し ③ 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談（骨髄等の採取のための手術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。）をしたことを証する書類 ④ 本人確認できるもの（運転免許証など） ⑤ 申請者名義の通帳（写し） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 袋井市骨髄ドナー助成金交付申請書兼請求書（事業所用）（様式第2号） ② 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類の写し ③ 交付対象ドナーが骨髄等を提供するため最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、当該交付対象ドナーを引き続き雇用していたことを証する書類 ④ 事業所の指定振込先の通帳（写し）
その他	申請書兼請求書は、袋井市ホームページからダウンロードできます。	



制度の詳細を説明いたしますので、申請される前に、必ず担当までお問い合わせください。

問合せ・提出先

袋井市総合健康センター 保健予防課 検診指導係

☎ 42-7275 fax 42-7276

Eメール： yobou@city.fukuroi.shizuoka.jp